平成２６年（フ）第２４４号
和歌山県有田郡広川町大字広506番地１　田上コーポラスＣ棟106号室
債務者　池宮　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４９号
和歌山市有本594番地の14
債務者　小田　嘉子（旧姓大嵜）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２５３号
和歌山市屋形町１丁目24番地
債務者　北畑　哲三（旧姓玉置）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６１号
和歌山県岩出市船戸153番地
債務者　坪野　泰宏
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
和歌山県岩出市船戸153番地
債務者　坪野　喜寛
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６４号
和歌山市砂山南３丁目２番６号
債務者　富田　茂樹
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７３号
和歌山市久保丁４丁目46―２、住民票上の住所和歌山市久保丁４丁目30番地
債務者　織田　　泉
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７５号
和歌山市舟津町４丁目17番地　グランドハイツファミール306号
債務者　泉　　明子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８０号
和歌山市大谷130番地の４
債務者　赤羽　治秀
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３８号
福岡県大牟田市新勝立町５丁目44番地22
債務者　澤井　忠雄
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第７１号
長崎県大村市松山町462番地１　フレンド101号、前住所長崎市平山町338番地３
債務者　上戸　政男
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
長崎県大村市本町468番地１、前住所長崎市古川町７番16号
債務者　徳田　国雄
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第７４号
長崎県大村市赤佐古町164番地９、住民票上の住所長崎県大村市玖島３丁目543番地１　クレストールエリカ102号
債務者　赤瀬　寛美
1　決定年月日時　平成26年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第４７１号
仙台市太白区長町南３丁目４番20号　ＴＡＨＯ弐番館205、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番９―405号
債務者　荒川　芳樹
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
仙台市太白区長町南３丁目４番20号　ＴＡＨＯ弐番館205、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番９―405号
債務者　荒川　美子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０２号
宮城県塩竈市清水沢１丁目31番２―304号　県営清水沢住宅２号
債務者　尻石　絹子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５０５号
仙台市太白区桜木町１番30―401号
債務者　佐々木祐子
1　決定年月日時　平成26年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係